

スマイルまなづる 136号

真鶴町立まなづる小学校
令和5年度学校だより
令和6年3月25日(月)

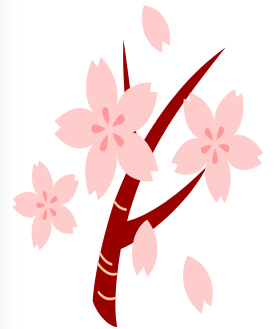
学校教育目標

「考える 関わる 創りだす」

～自分で考え 仲間と考え 創りだしたり解決したりする子の育成～



3月21日(木)まなづる小学校の第19回卒業式を無事執り行うことができました。37名の子どもたちがとても素敵な笑顔で全校の子どもたちに見送られて巣立っていきました。6年生からの呼びかけは、1年生からの出来事や思いを振り返ったものでした。短い言葉の中に、その時を思い出しながら、心を込めて力強く語っていきました。この6年間、一生懸命過ごしてきたことが伝わってきました。一人一人素晴らしい力を持った子どもたちです。小学校課程は修了しますが、真鶴町の子どもたちであることに変わりはありません。これからの未来をつくる子どもたちを温かく見守っていきたいと思います。そして、子どもたちのさらなる活躍をお祈りしています。



1年間ありがとうございました

今年度も、保護者の方・地域の方・町の関係者のみなさまには、本校の教育活動に様々なご協力・ご支援をいただきました。子どもたちが毎日楽しく、安全に過ごしてこられたのもみなさまのおかげです。本当にありがとうございました。これからも子どもたちの成長を温かく見守ってくださいませよう、どうぞよろしくお願いいたします。

裏面もあります

【関わる・創りだす】

令和6年度より

コミュニティ・スクールが始まります③

これまでも学校評議員会において、委員のみなさまから貴重なご意見をいただき、学校運営に反映してきていますが、その仕組みをさらに発展させ、より多くの地域の方や保護者のみなさまと、学校と方向性を合わせ、一体となって子供たちの成長に関わっていただける仕組みとして、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)を始めていきます。今後、小中一貫教育を実現していくにあたり、子供たちの家庭や地域での9年間の学びを一層充実したものにしていくためにも本制度の導入は必要だと考えています。

学校評議員から学校運営協議会への発展

開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子供たちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総掛かりで当事者意識をもって取り組めるよう、学校評議員を学校運営協議会委員として任命します。このことにより、委員は校長先生の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるできるようになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学校運営協議会規則(教育委員会規則)

学校運営協議会 <合議体>

※合議体・・・複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織体

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)



学校教育法施行規則

学校管理規則

学校評議員

※合議体ではない



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的